

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による飯塚市介護保険料減免の特例に関する要綱

令和2年6月17日
飯塚市告示第214号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者などに係る飯塚市介護保険料(以下「保険料」という。)の減免について、飯塚市介護保険料減免要綱(平成18年飯塚市告示第151号)の特例を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 保険料の減免額は、次の各号のいずれかに該当するに至った第1号被保険者につき、当該各号に定める基準により算定した額とする。ただし、次の各号のいずれにも該当する第1号被保険者については、第1号の規定を適用する。

(1) 新型コロナウイルス感染症により、その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者 全部

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの 別表に定める方法により算定した額

ア 世帯の主たる生計維持者の令和2年の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

(減免の対象となる保険料)

第3条 減免の対象となる保険料は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。)が設定されているものとする。

2 前項の規定にかかわらず、資格取得日から14日以内に加入手続きが行われなかったため、令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料を減免の対象とする。

3 当該保険料が既に納付されている場合においても、減免の対象とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第2条関係)

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額 $((A \times B / C) \times d)$

【表1】

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : 当該第1号被保険者の保険料額
B : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和元年の所得金額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C : 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

【表2】

世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額	減額又は免除の割合(d)
200万円以下であるとき	全部
200万円を超えるとき	10分の8

(注) 第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、その令和元年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除する。